

宮城県災害義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害（以下、「大規模災害」という。）により、被災した県民に対する義援金等の配分を適正かつ公平に行うため、「宮城県災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災者への義援金等の配分に関すること。
- (2) 義援金等の配分に係る広報活動に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、別表に掲げる者によって構成する。

2 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第4 委員会に監事2人を置き、別表に掲げる者とする。

2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(任期)

第5 委員及び監事は、大規模災害により義援金を募集することとした都度、任命する。

2 委員及び監事は、当該大規模災害により募集した義援金の配分が完了し、監事による会計監査の終了報告がなされたときは、解任されるものとする。

(会議)

第6 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、復興・危機管理部復興・危機管理総務課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月28日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用とする。

別 表

宮城県災害義援金配分委員会・監事名簿

委 員	区 分
宮城県復興・危機管理部長	委 員 長
日本赤十字社宮城県支部事務局長	副委員長
NHK 仙台放送局広報・事業部長	
宮城県共同募金会常務理事	
宮城県市長会事務局長	
宮城県町村会事務局長	

監 事
七十七銀行取締役監査等委員
宮城県社会福祉協議会専務理事